令和８年度　幼児教育・保育の
無償化の申し込み案内
［子育てのための施設等利用給付申請］

No.2　新制度幼稚園・認定こども園
預かり保育・一時預かり事業等の利用者向け

［対象施設］
- 新制度幼稚園

（市内対象園：高塚わかば、矢切、松戸いずみ、ひので、八照）
- 認定こども園

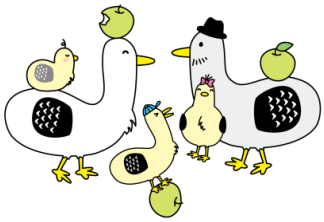

松戸市役所　子ども部保育課
047-366-7351

幼児教育・保育の無償化とは・・・

保育料が無償となります

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などを踏まえ、幼児教育・保育の無償化が実施されました。お子様が通う幼稚園や認定こども園の預かり保育等の保育料に相当する額を「施設等利用給付」として、松戸市から補助し、上限額までの範囲で給付されることにより実質的に無償化になります。

3～5歳
※満3歳になった初めの4月１日以降

施設等利用給付 **1号認定**

保育料　無償

認可保育所　認定こども園　施設型給付を受ける幼稚園

月額上限
28,000円補助

幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園は除く）

施設等利用給付 **2号認定**

月額上限
12,300円補助

日額上限490円
×利用日数（※1）

幼稚園の預かり保育

※保育所や幼稚園等を利用せず、認可外保育施設等のみを利用する場合の月額上限額は、
40,300円補助

認可外保育施設等
- 認可外保育施設
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリーサポートセンター

特定の要件（※2）を満たす幼稚園の預かり保育を利用している場合は、認可外保育施設との併用が可能。その場合の認可外保育施設等の上限額は上限額12,300円から幼稚園の預かり保育分（※1）を除いた額

0～2歳　（住民税非課税世帯）
※満3歳になった初めの3月３１日まで

保育料　無償

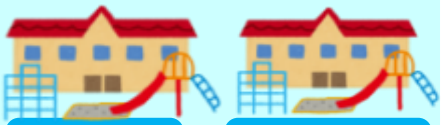

認可保育所　認定こども園

施設等利用給付 **3号認定**

月額上限
45,700円補助

認可外保育施設等
- 認可外保育施設
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリーサポートセンター

満3歳に達した場合は、幼稚園の利用も可能

保育料　無償

施設型給付を受ける幼稚園

月額上限
28,000円補助

施設等利用給付 **1号認定**

幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園は除く）

施設等利用給付 **3号認定**

月額上限
17,700円補助

預かり保育料（※1）

幼稚園の預かり保育

認可外保育施設等
- 認可外保育施設
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリーサポートセンター

特定の要件（※2）を満たす幼稚園の預かり保育を利用している場合は、認可外保育施設との併用が可能。その場合の認可外保育施設等の上限額は上限額17,700円から幼稚園の預かり保育分（※1）を除いた額

※1　幼稚園の預かり保育料補助上限額：日額上限490円×利用日数

※2　特定の要件：幼稚園の預かり保育の期間が、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が８時間未満又は開所日数200日未満の場合は、認可外保育施設等の併用可能です。

2　施設等利用給付とは

お子様の利用する施設にお支払した「保育料」を、松戸市から保護者の方へ給付いたします。この給付を「施設等利用給付」といいます。

保護者の方は「施設等利用給付」を受給するには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

3　施設等利用給付「２号認定」・「３号認定」の要件

施設型給付を受ける幼稚園や認定こども園に在籍する方が、施設等利用給付「2号認定」もしくは施設等利用給付「3号認定」を受けた場合は、預かり保育や認可外保育施設等の保育料の給付を受けることができます。認定は、保護者（父母）に以下の「保育を必要とする事由」が必要です。

［保育を必要とする事由］

1	就労	居宅外での労働や居宅内で子どもと離れて家事以外の労働をすることを常態としていること。（月あたり64時間以上の就労）
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
3	保護者の疾病・障害	保護者が疾病や怪我、または精神もしくは身体に障害を有していること。
4	同居親族等の介護・看護	長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時、介護・看護していること。
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
6	求職活動	求職活動を継続的に行っていること。（3ヶ月までの求職活動）
7	就学	専修学校、職業訓練学校等に昼間通学していること。
8	その他	上記に類する状態にあること。

4　預かり保育等を利用する場合

保護者が施設へお支払い

- **認可外保育施設等保育料**
- **預かり保育保育料**
- 幼稚園、認定こども園の基本保育料 **無償** **保育料0円**
- **実費**

※「実費」とは、教材費、行事費、給食費、通園送迎費等。

施設等利用給付により松戸市から給付

- **施設等利用給付**
- **施設等利用給付**

［給付上限額］

（施設等利用給付2号）
3～5歳　**12,300円**

（施設等利用給付3号）
0～2歳 非課税税世帯　**17,700円**

・幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が８時間未満又は開所日数200日未満の場合は、認可外保育施設等の保育料も施設等利用給付の対象となります。

［施設等利用給付費の算定方法］
- ・預かり保育の保育料分　：利用日数×490円
- ・認可外保育施設等の保育料分：給付上限額（1.23万円又は1.77万円）から預かり保育の保育料分を差し引いた額

給付を受けるための手続

5　認定

［提出先］　〒271-8588　松戸市根本387番地の5
松戸市役所子ども部保育課入所入園担当室

［提出方法］　郵送もしくは窓口

［提出書類］

①子育てのための施設等利用給付認定申請書
※「教育・保育給付認定」を受けている方（給付の対象となる期間に、保育施設を利用している方は除く）は、認可外保育施設等のみを利用する場合において、当該申請書の提出は不要

②保育を必要とする事由を証明する書類
※父、母及び18歳以上65歳未満の同居者（同一住所、親族の方等）分が必要
※ひとり親の場合は、戸籍謄本の提出が必要

③保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
※保育所等の利用申し込みをせずに、認可外保育施設等のみを希望する場合

④令和７年度及び令和８年度住民税非課税証明書
※0～2歳の施設等利用給付認定3号を申請する方のうち、以下の場合は提出
・令和７年1月1日に松戸市外に住民票がある場合…令和７年度住民税課税証明書
・令和８年1月1日に松戸市外に住民票がある場合…令和８年度住民税課税証明書

⑤振込先口座の通帳等のコピー（A4）

［保育を必要とする事由を証明する書類］

事由		必要書類	チェック
1	就労	**就労証明書** ※シフト勤務で変則的な就労形態の方は、直近１ヶ月のシフト表を添付 ※自営の場合、実績が確認できる証明書類(確定申告書の写し、開業届の写し、営業証明書等)を添付	□
2	妊娠・出産	**出産予定届** ※添付書類（**母子健康手帳の写し**）	□
3	保護者の疾病・障害	**診断書**または**身体障害者手帳など**	□
4	同居親族等の介護・看護	**介護（看護）状況申告書** ※添付書類（診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険証、入院計画書等）	□
5	災害復旧	**罹災証明書**	□
6	求職活動	**求職活動申告書**	□
7	就学	**合格通知**（就学前の場合） **在学証明書**または**学生証（顔写真付き）**、**時間割スケジュール**	□
8	その他	状況により依頼	□

6　決定通知

松戸市が認定を行い、保護者の方へ「施設等利用給付認定(却下)通知書」を送付します。
※認定の審査では、松戸市が必要に応じて勤務先等に電話等で調査・確認することがあります。
認定後、申請した内容に変更が生じた場合は、松戸市にお申し出ください。

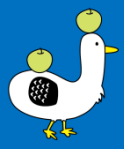

給付を受けるための手続

7　施設等利用費の請求

施設等利用費の請求は、保護者の方が松戸市子ども部保育課入所入園担当室に行います。

請求の手続きに必要な書類は以下のとおりです。

［提出書類］

（1）施設等利用費請求書［保護者記入］
（2）施設等利用費請求内訳書［保護者記入］
（3）特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書［利用した施設が発行］
　　※ファミリー・サポート・センターの場合は、上記証明書に代えて、「活動報告書」［提供会員発行］
（4）認定保護者（請求者）の印鑑［訂正印等で使用］

［請求期間］

令和８年4月から令和８年9月分までの施設等利用給付
　請求期間　令和8年9月14日（月）～10月6日（火）
　※12月頃給付予定

令和８年10月から令和９年3月分までの施設等利用給付
　請求期間　令和９年4月上旬（予定）　※5月末頃給付予定

※請求に関する案内は、後日松戸市からお知らせいたします。

手続き様式

・子育てのための施設等利用給付認定申請書
・就労証明書
・出産予定届
・介護・看護状況申告書
・求職活動申告書
・保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
・施設等利用費請求書
・施設等利用費請求内訳書
・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書
・活動報告書

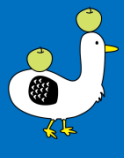

給付を受けるための手続

［参考］　手続きの流れ（５．認定～７．施設等利用費の請求）

［５.認定～６.決定通知］

手続き	ご案内
施設等利用給付認定 申請書の取得	○配布場所：松戸市子ども部保育課入所入園担当室 松戸市根本387-5　松戸市役所新館7階 ※松戸市ホームページにおいて、申請様式のダウンロードできます。
施設等利用給付認定 申請書の提出	○提出書類 ・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・保育を必要とする事由を証明する書類 ・保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書 ・振込先口座の通帳等のコピー（A4） ○提出先：松戸市子ども部保育課入所入園担当室 ○提出方法：郵送もしくは窓口 （宛て先）〒271-8588　松戸市根本387番地の5
認定通知の受理	○「施設等利用給付認定（却下）通知書」がお手元に届きます。

［７.施設等利用費の請求］

手続き	ご案内
施設の利用	○保育料の支払い
証明書の受理	○「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書」の受理 ※ファミリー・サポート・センター事業をご利用の場合は、「活動報告書」を受理
請求書類一式の提出	○請求書類等 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書 ※ファミリー・サポート・センターの場合は、上記証明書に代えて、「活動報告書」 ○提出方法：松戸市オンライン申請システム ※やむを得ずオンライン申請ができない場合には、保育課入所入園担当室（TEL：047-366-7351）までお問合わせください。
施設等利用費の助成	・保護者の方の金融機関の口座へ入金されます。（年2回）

松戸市役所　子ども部保育課
松戸市根本387-5
TEL：047-366-735